

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 指定管理者 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団
管理施設 小松市公会堂
所管課 市民共創部 地域振興課

2 選定理由

小松市公会堂は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 24 年度に実施している。

- 3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

- 4 監査実施日 令和 3 年 11 月 25 日

- 5 監査実施場所 小松市公会堂

6 監査の範囲

令和 2 年度小松市公会堂管理運営費にかかる出納その他事務の執行状況

- 7 監査の執行者 監査委員 表 靖二

8 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗巖監査委員は除斥した。

9 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市公会堂において、公益財団法人 小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課である市民共創部長ほか地域振興課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

11 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

12 監査の結果に添える意見

<公益財団法人 小松市まちづくり市民財団、地域振興課>

公会堂は芦城公園の一角に所在し、周辺に市庁舎、図書館、博物館、美術館等が建ち並ぶ市の中心部に位置している。

昭和 34 年に設置され 62 年が経過していることから、施設・設備の老朽化が進み、維持管理においては今後も引き続き修繕等が必要となってくる。また、近年、市内の他の類似施設へ利用者が移行していることやリモート会議の普及などにより稼働率が下がり、特定の利用者による利用が主となる傾向にある。

今後の当施設の在り方については、市庁舎周辺の都市開発構想の一つとして捉え、公共施設マネジメントの観点から、現状を踏まえたうえで十分検討されたい。